

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県廿日市市永原164番1
氏名 株式会社 きやま
代表取締役 木山 隆宏

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦



許可の年月日 平成30年7月23日
許可の有効年月日 平成35年7月22日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理 (選別・破碎, 選別・圧縮)

産業廃棄物の種類

【選別・破碎】 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は其除去に伴って生じたものを除く。), 陶磁器くず, 鉦さい及びがれき類 (これらのうち廃プリント配線板, 廃石膏ボード及び廃容器包装を含み, 廃ブラウン管, 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物, 水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

【選別・圧縮】 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず及び金属くず (これらのうち廃プリント配線板及び廃容器包装を含み, 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物, 水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 破碎施設 広島県廿日市市永原164-1 平成15年8月1日設置
処理能力 廃プラスチック類 3.5 t/日, 紙くず 3 t/日, 木くず 2.75 t/日, 繊維くず 2.39 t/日, 金属くず 3.39 t/日, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 4.99 t/日, 鉦さい 4.99 t/日, がれき類 4.99 t/日
- (2) 破碎, 圧縮施設 広島県廿日市市永原164-1 平成27年3月10日設置
処理能力 廃プラスチック類 20.7 t/日, 紙くず 16.5 t/日, 木くず 28.9 t/日, 繊維くず 8.3 t/日, 金属くず 62.0 t/日, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 53.7 t/日
- (3) 選別施設 広島県廿日市市永原164-1 平成27年3月10日設置
処理能力 廃プラスチック類 24.2 t/日, 紙くず 19.5 t/日, 木くず 31.65 t/日, 繊維くず 10.69 t/日, 金属くず 65.39 t/日, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 58.69 t/日, 鉦さい 4.99 t/日, がれき類 4.99 t/日
- (4) 保管施設
 - ア 広島県廿日市市永原164-1 200.0 m², 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず, 陶磁器くず, 鉦さい及びがれき類, 208.3 m², 2.5m
 - イ 広島県廿日市市永原164-1 3.2 m², 紙くず, 木くず及び繊維くず, 2.9 m², 容器保管
 - ウ 広島県廿日市市永原164-1 60.0 m², 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず, 陶磁器くず, 鉦さい及びがれき類, 83.5 m², 3.5m
 - エ 広島県廿日市市永原164-1 6.4 m², 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず, 陶磁器くず, 鉦さい及びがれき類, 5.8 m², 容器保管
 - オ 広島県廿日市市永原164-1 22.6 m², 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず及び繊維くず, 26.5 m², 2.35m

- カ 広島県廿日市市永原 164-1 28.0 m², 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず, 陶磁器くず, 鋳さい及びがれき類, 49.0 m³, 3.5m
- キ 広島県廿日市市永原 164-1 35.3 m², 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 61.8 m³, 3.5m
- ク 広島県廿日市市永原 164-1 20.0 m², 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 16.8 m³, 2.52m
- ケ 広島県廿日市市永原 164-1 6.8 m², 木くず, 8.2 m³, 容器保管

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年7月23日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

見本